# 平成 26 年度第 3 回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時: 平成26年(2014年)10月23日(木)

10時~12時

場所:大津合同庁舎7階7-A会議室

### 出席委員:

13 名中 11 名出席

出席:石谷委員、菊池委員、籠谷委員、中村委員、西川委員、西田委員、秀田委員

(代理 田村氏)、平山委員、福原委員、松井委員、丸尾委員

欠席:須藤委員、西野委員

#### 議題:

1. (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について

2. その他

#### 概要:

## 議題1 (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について

事務局:(説明)

委員:9ページ、下から2つ目の丸について、以前の審議会で、傷病野生鳥獣の救護については、限られた種に限定するとの方針が出たと記憶しているが、現在のこの表現では、普通種は助けないとする方針と矛盾が生じるように読める。「減少が危惧されている」等の文言を追加しないといけない。

部会長:昨年度、いろいろと議論があったが、対象種を減らすという方向で決まったと思うが。

これはこの場で決める必要があるのか、再度事務局で検討する時間があるのか。

事務局:細かい表現はこの後にも検討できるが、方向性はこの場でお決めいただきたい。

部会長:同じ段落の「愛鳥モデル校の指定を進める」とあるが、どの程度指定が進んでいるか等、委員のみなさまもわからないのではないか。

事務局:現在、県下で8校が指定されている。

委員:この話は前年度に問題になった話。なくすとかなくさないとかの話があったら、どうしたら良いかわからない。前回の3月の議論から進歩がない。

委員:それは今ここで議論する話ではないと思う。この答申に挙がっている具体例の大小がばらばらである。たとえば「愛鳥モデル校」という文言を明記するべき事かどうか。 私は「愛鳥モデル校の指定を進める」という文言はなくてもよいと思う。「自然保護思想の普及啓発に努める」で良い。

先ほどの傷病野生鳥獣の話についても、「減少が危惧される野生鳥獣で、」という文言を入れることで、最低限それだけは守らなければいけないということが表現できる。後の兼ね合いは、状況の中で検討を進めなければいけない。

部会長:後半部分は「普及啓発を進めることも必要である」程度か。

事務局:「愛鳥モデル校」は削除する。

委員:10ページ、1つ目の丸について、鳥インフルエンザの話がなぜ「減りすぎへの対策」 に出てくるのかがわからない。また、それと愛鳥モデル校とが、分かれて、同じレベル で出てくるのがなぜか。

事務局:b)「管理」との対比で「保護」という観点で、この項目に入れている。「減りすぎへの対策」ではないため、a)の見出しに「<u>主に</u>減りすぎへの対策」等の言葉を追加する等、表現を検討する。

委員:他の項目と同じレベルで出てくるのは、琵琶湖があって水鳥がたくさんいるからか。

事務局:鳥インフルエンザは特に水鳥が対象に多く、糞便調査等もしている。しっかりとしないと家禽にうつったりすると大きな問題にもなる。また、滋賀県の場合は湖岸で探鳥されている方も多く、人との距離が近いため注意喚起も含めて入れている。

部会長:要するに、この項目をどこに記載するかということが問題である。

委員:確認だが、これは、生物多様性戦略を作るにあたって、こういう点に留意するべきであるということを審議会から答申するのであって、その中のエッセンスが別途、戦略

の中に組み込まれるということか。

事務局:そのとおり。

委員:11ページ、マイクロチップのところはかなり具体的にピックアップされている。人間の生命・身体の観点から書いてしまうと、本来の生物多様性保全に対する位置づけがわかりにくく、違和感を感じてしまう。そうした観点での軸を通してほしい。

また8ページの短期目標の2点目、「…配慮が組み込まれている」滋賀県では配慮だけでなく、プラスに、自然再生に貢献したいと経済界もがんばっていらっしゃる。配慮だけでなく、自然再生への貢献まで入れると、滋賀県らしい野心的な目標になるのではないか。たとえばゆりかご水田などはまさにそう。

部会長:生物多様性への配慮、生物多様性の再生、ということか。再生も含めた配慮ではないか。

委員:配慮というとマイナスを与えないという印象だったため、再生への貢献というプラスの要素を書き込んだ方がいいと思った。文言にすると、「生物多様性の保全・再生への貢献」。ぜひ書き込んでいただきたい。

事務局:もう一歩進んだプラスの要素を書き込むということで理解した。

部会長:11 ページ部分、マイクロチップを書き込むかどうかはともかく、この内容は必要なことではある。ミシシッピアカミミガメなど、一般の方は知らないことがある。ぜひしっかりと書いていただきたい。

全体的に非常に難しい。どこまで具体例を挙げるか。

事務局:われわれの所管のことはともかく、他部局の所管事務をどこまで具体的に書き込むかという問題もある。

委員:日本では外国から野放図に外来生物が輸入されている。滋賀県の立場として、国の 全体のことに物を言うのは無理だとしても、考え方としてそういうことに対して規制を するなり、輸入するなら条件を付けるなりすべきだと私は思うが、どのようにお考えか。

事務局:蛇口を締めるということは外来生物対策で必ず言われること。国でできない分を 県が、という御意見だと思うが、そこまでは今回踏み込んでいない。せめて飼うからに は最後まで、という部分を書き込んだ。 また、10 ページ、2 つ目の丸、滋賀県独自に指定できる指定外来種の仕組みがある。 県で独自に予防できる。これをうまく活用するべきと考える。

部会長:気をもたせるような回答だが、たとえば国で輸出等の規制していないものを県が 規制することはできるのか。

事務局:輸出規制はできないが、敷居を高くすることはできる。販売者に説明の義務付け 等をしている。

部会長:その程度ではダメだという指摘ではないか。

委員:現在の取組はどの程度実際に機能しているのか。

事務局:県内大手ペット販売業者が指定外来種の取扱いをやめた。一定の効果はあったと 認識している。

国境を超えるような対策は国でしていただく。県がやるというのは難しい。入ってきたものについては、県ができることをしっかりやるとともに、国に対して要望を挙げる等の対応をしていきたい。

部会長:11ページ中ほど、ペットの段落に「期待する」とあるが、これは答申の言葉としてどうなのか。

事務局:「すべきである」と修正する。

委員:みなさんにご意見を伺いたい。10 ページの一番下、狩猟者の減少・高齢化、それに対して狩猟者の育成等とあるが、ある程度のことは県猟友会でやっている。その中で、もっと何をやっていけばよいのか、参考に意見を聞きたい。

委員:実際にどのぐらい狩猟者が足りないのか。

委員:数で言われると困るが。

事務局:県のニホンジカの特定鳥獣保護管理計画では、捕獲目標数を年間16,000頭と掲げているが、捕獲数は10,000頭強。その差分が足りていない。

委員:数さえ増やせば捕獲数が増えるかというとそうではない。真剣に獲ろうという人が

増えればいい。

部会長:ここにいる方はそういうことに詳しい人は少ないかもしれないが、これは答申だから、こうすべきであるということに対して、県がどうするかということ。

委員:長野県ではハンター学校を作ってハンターを育成している。

委員:海外のようなゲームハンティングをツアーに組み込むなど。

ただ、今は個別の話をしている時間もない。ここでは、育成と技術の向上としか書いていないが、それ以外の対策も考えないといけないということではないか。現状と違う取組を模索することを示す文言を入れるということ。

委員:保護対象種の範囲については継続審議と前任から聞いているが、そこを曖昧にした まま、9ページ下から 2 つ目の丸のような記載をしていると、いろいろなところに支障 をきたさないか。

事務局:この審議会では考え方を示した。すべての種を助けるのではなく、希少なものについて救護をする、生物多様性と言う考え方を県民に普及啓発していく、ということで合意形成できたと思っている。ただ、救護の現場ではそのとおり進められるわけでもないので、当面、救護種のリストを作って試行的に進めることとしている。今年 1 年間やってみて、また獣医師会さんとも相談し、改善しながら今後進めていきたい。この場で継続審議という形ではなく、報告するというような形で考えている。

委員:この場では決着しているということで承知した。

1点追加したい。鳥インフルエンザに言及しているところ、捉え方としてこれでいいのか、という気がする。なんでもかんでも触っちゃいかん、ということでいいのか。

事務局:鳥インフルエンザについては環境省からマニュアルが出ている。事務的に進めている。野生鳥獣との付き合い方については、規制ばかりでなく、親しむ部分、体験する部分があるということはわかる。

部会長:鳥インフルエンザについては、どの項目におくか、ということも含めて再度検討 してほしい。

事務局は11ページのB以降について、説明を再開してほしい。

事務局:(説明)

委員:14ページ③「生物多様性に対する理解と行動の促進」の全体について、a)とb)を分ける必要性がわからない。受け手、つまり学校と一般県民、という観点で分けているとすれば、a)の2つ目の○は、一般県民向けの取組ではないか。b)の2つ目の○にあるフードマイレージには個人的に反対である。たとえば、滋賀県の環境ブランドのものを他県の人が買うのがいけないかというと、運送が効率的にさえできていれば、いいことであるはず。他のことにも書いてある内容が、細かく分けることによって、書かなければいけない、という状況に陥ってないか。a)とb)を分けずに、○3つで良いのではないか。

15 ページー番下、a)と b)を分ける必要がない。b)の収集・蓄積も a)の研究調査のうち。 分けるとしたら「普及啓発への活用」のみ b)だと思う。

16ページー番上の〇、中ほど、「成果が大いに期待される」とあるが、個人的には、もっと積極的に推進すべきであるというようなことを記載してほしい。

部会長:細かく分けすぎている部分を再度整理すること。

15 ページ b)の 1 つ目の〇、博物館施設等の話の最後、「…普及啓発を促進する内容展開が期待されている」とあるが、誰が主語なのか。

16ページー番上の○、バイオミメティクスの話がなぜここにあるのか。

委員:バイオミメティクスは、どちらかというと生物多様性の利用の部分。そういう意味では、「生態系サービスの持続可能な利用の取組」であるが。

部会長:今のバイオミメティクスの上、「プロジェクト研究」とあるが、どこが推進しているのか。

事務局:15 ページー番下の〇に「琵琶湖環境研究推進機構」というものがある。滋賀県の 試験研究機関が大きなプロジェクト研究を動かし始めているということ。

委員:個別のプロジェクトを「推進すべき」とここに書くべきでない。あくまで例。それによって予算配分等が影響されてくる可能性があるのであれば、特にここにバイオミメティクスを書くものではない。

委員(代理):13ページの上から2行目に国土利用計画のことがある。国土利用計画には全国のものと滋賀県のものがあるが、滋賀県のものという理解でよいか、正確な名称を書く方が良い。

委員:もし生物多様性の観点でひどいことをしている時には、国であろうと何であろうと、 国土利用計画に書いてあることについて、この戦略で何か言うことはできないか。 委員(代理):構造として、国のものをベースにして県が作っているものなので、滋賀県は 県のものに基づいておこなうもの。拠り所を明確にしておいた方が良い。

部会長:今行われている第2名神の建設等もこの国土利用計画に基づくものか。

委員(代理):都市的土地利用に区分されているのだろう。詳細は環境アセスメント制度等 を活用して環境に配慮していくということになるはず。

部会長:環境破壊に対することが書いてあるのはこの段落のみ。これは生物多様性の戦略であり、将来やっていくことを書いていくべき。アセスメント制度等はやって当然であり、わざわざ書く意味はない。具体的にどう修正するかが難しいが。

12 ページの一番上の〇にある河川整備計画は県の計画か。そこにある「多様な生物が 生息・生育する環境を確保する河道の創出」は行われているのか。効果検証されている のか。誰がやるのか。

委員:資料4の一番上、「新たな取組についても行動計画の中で体系的に整理した形で提示 します」とあるが、どこにどのようにあるのか。

事務局: 答申後、戦略として書き込んでいく中で対応することとして御理解いただきたい。

委員:12 ページの下から2つ目の○に、琵琶湖の水質や底質と生物多様性のことが書いてあるが、このような書き方では関連がわかりにくいため、生物多様性の戦略の観点から「こういうことが大事である」「すべきである」という表現にしていただきたい。

委員:そうなると、4 行目「水質評価指標を採用し、生物多様性との関連を評価していく」 といったような中途半端な表現にならざるを得ない。今どんどん水質がよくなって、 バイオマスが減る。種の数とバイオマスは違う問題。海の漁業者も魚が減って困って いる状態であり、水質をよくすると多様性が減る可能性がある。だから書けない。

委員:単純に水質がよくなると魚が減ると言えるのか。

事務局:そうではない。理屈の上では栄養塩量で生産量が決まるということだが、戦前、 琵琶湖が貧栄養と言われた頃でも今よりもっと魚類は多かった。関係部局にも確認し、 適切な表現にしたい。

部会長:負荷は負荷なので、低減させるしかない。

水質については、生物多様性のことはこれだけではわからないということだが、この項目は「生息・生育環境の改善」なので、書きぶりを改善してほしい。

事務局:水質調査の1つとしてプランクトン調査をしており、これは生物多様性そのもののことであるため追記したい。

委員:水がきれいになって魚が減るというのは、自然浄化と人口的浄化の違いがあり、人 工的な浄化が多いからそうなりつつあるという事か。

委員:必ずしもそうではないと思う。魚が減る要因というのは、外来魚の問題や、産卵場 所である湖岸のヨシ帯が改変されている事も影響しているので、単純に水質だけで魚が 減っているとは言えない。

部会長:14ページの③「生物多様性に対する理解と行動の促進」の2行上「他者との協働 した活動だけでなく…」とあるが、意味が分かりにくい。

事務局:削除する。

委員:14ページの③のAのa)で学校での体験活動が書かれているが、フローティングスクールに実際に行った子の話では、プランクトンを見たりする時間は少ない。琵琶湖に特化した取り組みが増えるといいと思う。もう少し深い内容、さらに環境倫理的な内容も盛り込むことによって、小学校にも先生方にもいい影響が出てくるのではないか。

部会長:フローティングスクールの2行下に、「実施しており、…期待する」とあるが、「実施しているが、今後も生物多様性の理解を促す取組に期待する」というように、更に内容に改良を加えてということになるのではないか。

事務局:生物多様性の理解を促す内容をしっかり盛り込んで、等という内容にしたい。

委員(代理): 国家戦略の場合も5回改定してきて、途中から実行性を上げるために数値目標を掲げている。資料最後のページに、点検や中間評価のことが書かれているが、目標値は掲げるのか。

事務局:答申案につきましては、「こういう風にした方がいい」という部分を中心に書いている。これをベースに、今後県案として書き加えていく中で、達成度を評価できるような指標も考えていきたい。

部会長:今の時点では、全体の中に可能な限り数値目標を入れるという事をこの委員会では推進しないという事で良いか。数値化することの弊害もある。

今の修正案を事務局から各委員へメール送付いただき、委員からの意見を集約して答申とすることとして良いか。

一同:了承。

## 議題2 その他

委員:ニホンジカやイノシシの駆除も必要だが、一方で森を守って下さいと言われても、 猟があると森に入りづらい。もっと、住民の話を聞いたり、考慮してほしい。

部会長:県が実態調査をし、猟友会とも連絡をとって、仲介の仕組みを作るとよい。

委員:猟犬などによる被害は全国でも増えている。県猟友会としても猟犬の徹底教育を促している。完全になくなるという明言はできないが、指導は十分やっているという事は ご理解願います。